

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月4日

住 所 滋賀県彦根市古沢町 187 番地 2
事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構
代表者名 代表理事 南川 喜代和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社の全33駅のうち18駅は、プラットフォームの内側であることを認識できるよう、内方線を設けた点状ブロックが未設置となっている。こうした現状を踏まえ、内方線を設けられていない点状ブロックについては、今後も移動円滑化基準や駅利用状況に応じて順次整備を推進していく。

当社で全線において使用している車両18編成(36両)のうち、移動円滑化基準に適合するものは7編成(14両)となっている。今後、老朽化した車両を更新する際は、移動円滑化基準に適合するものとするための計画を推進していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
点状ブロック	プラットフォーム縁端部に設置している点状ブロックについて、JIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへの改修、更新を検討する。
鉄道車両の更新	更新を計画する車両について、移動円滑化基準に適合するか確認する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客施設・車両の維持管理	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点検を実施し、必要に応じて修理や交換を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当機構のホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。